

第10回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和3年4月5日(月)午後1時30分より、第10回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛
13番 水主 哲寛	14番 山本 晃一郎		

(欠席委員)

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 4 名、欠席委員 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 1 0 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、多羅尾委員、中西委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中西委員、辻委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 2 件をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、譲渡人は高齢により耕作が困難となったため、譲受人は営農規模拡大のため所有権を移転するものです。</p> <p>番号 2 につきましては、譲渡人は高齢により譲受人に営農を継承するため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上 2 件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>報告します。去る 3 月 2 5 日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の小倉町 の利用状況につきましては、現況は田で、耕起されており適正に管理されていました。</p>

	<p>番号2の槇島町 及び の利用状況につきましては、現況は畑で、綺麗に耕起されており適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
山本委員	<p>番号2の譲渡人から譲受人の所有権移転は、贈与によるものですか。</p>
議 長	<p>親子間なので無償譲渡、贈与ではないでしょうか。</p>
局 長	<p>親子間ですので、相続対策での申請ということしか聞いておりません。</p>
山本委員	<p>譲渡か贈与か分からないんですね。</p>
次 長	<p>譲渡であれ贈与であれ、所有権移転の申請になります。</p>
山本委員	<p>譲渡か贈与かは農業委員会としては関与しないのでしょうか。やり方が何であれ、所有権移転なら移転という点で審議するのでしょうか。親子間とはいえ売買もあり得ますが、それについて農業委員会が何か言う立場というわけではないのでしょうか。</p>
議 長	<p>第3条申請については、買主が農家資格があり農機具も保有しているようなきちんとした農業者なら、移転のやり方までは何も意見を言えないかと思います。</p>
水谷推進委員	<p>どういう形での営農継承の仕方なのか、どういう形態なのかは申請書に書かれていないんですか。</p>
局 長	<p>具体的には書かれていません。</p>
中林委員	<p>相続税と贈与税はそんなに大きく変わらなかったかと思います。</p>
徳田委員	<p>贈与税のほうが高いですね。</p>
議 長	<p>それでも農地なのでそこまで高くはないかとは思いますが。</p>

小島委員	固定資産税の評価額での売買が認められているので、一番安く済むのは売買か と思います。贈与税は沢山税金が掛かります。
議 長	売買するなら所得税が別途かかると思います。
小島委員	農振農用地なので固定資産税の評価額は安いと思います。その評価額で税務署 は認めてくれたかと思います。
議 長	どの方法を取られたとしてもお子さんなので、納得のいく形でされれば良いか と思います。
水谷推進委員	番号1の譲受人は宇治市内でどれくらい農地を持っていますか。全部自分や家 族で耕作されてますか。
局 長	京都市の方なので京都市から耕作状況証明が出ておりまして、宇治市内には 4,562㎡の農地を所有されています。実際に受委託等をされているかどうか までは把握しておりません。
水谷推進委員	炭山で耕作されていない、荒れているところがあると聞いたことがあります が、炭山の農地もちゃんとされているのでしょうか。 また、道路際の三角地であれば道路関係の業務に利用することができると聞い たことがあります。申請地はそれに該当する場所ですか。
次 長	炭山の農地につきましては、不作付地ではありますが保全管理されている状況 です。
山本委員	三角地を道路関係の業務に利用できるといった話は初めて聞きましたが、でき るんですか。
水谷推進委員	現にガソリンスタンド等、沢山あります。
山本委員	確かにバイパスでも残った三角地でガソリンスタンドをされているところは ありますが、本当にできるのでしょうか。
水谷推進委員	農地として活用しづらい形状で、幹線道路沿いのところはできるはずです。

次 長	法解釈的には農用地を解除することは可能なんです、農林茶業課の判断としては、例えばコンビニやガソリンスタンドが必要だという申請があったとしても、個別の申請で限定的に農用地区域から解除するということは現状考えておられないようです。
水谷推進委員	ご本人が申請したら解除が可能ではあるんでしょうか。
次 長	法的には申請可能なんです、農林茶業課が行政としてその申請を認めるかどうかは別の話になります。個別で外すという考えはなく、都市計画等の全体的な考えの中で解除すべきということであればあり得るかもしれませんが、個人での申請については基本的には認めない方向でいると聞いております。
水谷推進委員	産業用地にするということならそうかもしれませんが、個人での申請についても三角地であれば認められるんじゃないんですか。
次 長	個人での申請について、手続きとしてはできますが、それを行政として現状認める方向性はないということです。
議 長	農業関係で転用するということですか。この面積で一体どんな方法があるんですか。
水谷推進委員	三角地のところは過去にガソリンスタンドができたりしました。
議 長	申請地の面積からしてガソリンスタンドは無理があります。 他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見につ

	<p>いて」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、土砂流出防除のため、周囲にブロックを設置されます。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>報告します。去る3月25日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町の利用状況につきましては、現況は畑で、一部に野菜や果樹が植えられており、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>農振地域の線引きはどの辺りですか。</p>
次長	<p>当該地は農振地域には入っていますが、農用地ではありません。</p>
水谷推進委員	<p>議案書の農振区分は外と書かれていますが、農振地域外ではないんですか。</p>
次長	<p>農業振興地域には入っておりますが、農用地区域には入っておりません。議案書の農振区分の欄は、当該地が農用地区域内か農用地区域外かを示したものです。いわゆる白地になります。</p>
水谷推進委員	<p>白地なのに書き方はこれで良いんですか。</p>
議長	<p>議案書の表の下のところに説明が書かれているので良いんじゃないですか。</p>
水谷推進委員	<p>農振地域の線はどこに引かれていますか。</p>
次長	<p>当該地周辺はちょうど入り組んでおります。直線でまっすぐ切れているわけではなく、一部宇治槇島線を越えているところもありますし、逆に宇治槇島線よりも西側に線が引いてあるところもありまして、ガタガタで個別に注意して確認しないとはっきりとは分からない地域です。</p>

水谷推進委員	ガタガタになっているから聞いているんです。南側の隣接地は農振内ですか。
次 長	南側の隣接地についても、当該地と同じく農振地域内には入っていますが、農用地区域外になります。
水谷推進委員	この辺りは元々線引きがノコギリ状になっているところに都計道路が入ってきたので、農振農用地でも農地として続けるには苦しいところが残存している地域です。都市計画課はいつも線引きが終わってから言ってきますが、このノコギリ状になっている農振農用地の線引きについては、道路ができた経過も含めて必要な見直しはせざるを得ないところがあると思います。次の見直しの時期に遅滞なく農家の意見を聞いて反映できるように、農業委員会としても調整していったほうが良いと思います。
次 長	都市計画課には宇治槇島線ができて状況が変わっているので、必要に応じた見直しをすべきではないかということで伝えさせていただきます。
水谷推進委員	農林茶業課も線引きが終わってから言ってきますが、このノコギリ状のところに道路が入ってもそのまま線引きが出来上がっています。致し方ないところは見直して整理したほうが良いと思います。関係課と農業委員会で調整すべきです。
議 長	農業委員会として声を大にして言ってもらえたらありがたいです。
次 長	都市計画課と農林茶業課には農業委員さんからこういった意見があったということをお伝えさせていただきます。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。
	次に、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。それでは、事務局より

<p>局長</p>	<p>説明願います。</p> <p>それでは、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して4件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、機構集積でない利用権設定に関するもので、5年間の賃貸借の設定を行うものです。</p> <p>番号2及び番号3につきましては、機構集積でない利用権設定に関するもので、賃貸借の期間を更新するものです。</p> <p>番号4につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定により、貸人から京都府農業会議に賃借権の設定を行い、さらに、京都府農業会議から現耕作者である借人に賃借権の設定を行うものです。</p> <p>以上4件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、中西委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>中西委員</p>	<p>報告します。去る3月25日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の榎島町 の利用状況につきましては、現況は畑で、耕作されていました。榎島町 及び の利用状況につきましては、水稻の跡があり、適正に耕作されていました。</p> <p>番号2の榎島町 の利用状況につきましては、現況は畑で、ブロッコリー、レタス、ネギ等が作付され、適正に管理されていました。</p> <p>番号3の榎島町 及び の利用状況につきましては、現況は畑で、ネギが作付されており、適正に管理されていました。</p> <p>番号4の小倉町 及び の利用状況につきましては、水稻の跡があり、適正に耕作されていました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>

議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1及び番号2につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中西委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中西委員	<p>報告します。去る3月25日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の伊勢田町 及び 並びに伊勢田町 の利用状況につきましては、水稻の跡があり耕作され、適正に管理されておりました。</p> <p>番号2の小倉町 並びに伊勢田町 並びに伊勢田町 の利用状況につきましては、水稻の跡があり、適正に耕作されておりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>

<p>局 長</p>	<p>それでは、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1及び番号2につきましては、西側の市道から進入し、雨水は自然浸透にて処理されます。</p> <p>番号3につきましては、平成8年8月頃、先代が農地法に基づく転用届をせずに駐車場用地して整備したため、顛末書が提出されております。</p> <p>以上3件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。</p>
<p>水谷推進委員</p>	<p>番号1及び番号2の当該地は以前から何も植わっていませんでしたが、農地だったんですか。農地台帳には載っていたんですね。</p>
<p>次 長</p>	<p>そうです。載っていました。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午後2時05分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____